

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
1	全般	-	-	-	-	<p>【その他、技術的なリスクについて】 イメージワークフローに係る成果物についてはサンプルプログラムが提供される旨の記載がありますが、その他ルールエンジン等についても技術リスク回避の観点からサンプル成果物の提供をお願いします。</p> <p>なお、基盤先行型の調達であるという特性を考慮致しますと、現在の基盤機能では業務要件を満たさないといった事象が発生する可能性も考えられ、基盤業者様の大幅な手戻りも考えらるため、プロジェクトの安定化のためには、アプリケーションの仕様書が確定した段階での検証が必要と考えます。</p> <p>イメージワークフローについては、適用・徴収・給付分野での構築が予定されていると認識しておりますが、ルールエンジンについては、「3.1.2 システム機能要件」(3) ビジネスルールエンジン活用の推進に、「具体的な適用対象は協会と協議して基本設計において検討すること。」との記載となっており、適用範囲が判断出来なかったため、当該分野にも記載させていただきます。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	レセプト点検業務についてはイメージワークフロー及びビジネスルールエンジンの活用は想定していません。 「3.1.2 システム機能要件」(3) ビジネスルールエンジン活用の推進は、適用・徴収・給付等業務にのみ記載されており、レセプト点検業務の仕様書には記載されておりません。ご確認をお願いします。 調達済みの基盤機能上で稼働することを前提としております。プロジェクト安定化のための適切なご提案をお願いします。
2	全般	-	-	-	-	<p>【統合調整について】 アプリケーション設計開発事業者が4つに分割された事に伴い、ステークホルダーの数が増大し、プロジェクト全体の安定的な推進／統合管理という面ではリスクは増えていると考えます。</p> <p>分割の結果として増大したリスクについて、子細に分析を行い、十分なリスクヘッジ策を策定(特に、事業者間の役割分担等の見直しを含む)した上で、調達を進めることを提言致します。</p> <p>別々の拠点で開発する事業者間のコミュニケーションについて相応の調整工数・期間が必要となります。各事業者が共有すべき事項は何でいつまでに調整完了すべきかの統合スケジュールとクリティカルパスの作成をして頂き、実現性のある開発期間であるかを検証して頂き、仕様書に反映頂くようお願いいたします。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
3	全般	-	-	-	-	<p>【基盤に係る支援】 アプリケーション業者が複数に分割されることから、現在の調達仕様書の記載に示される様な“支援”ではなく、アプリケーションレベルのシステム方式設計やコーディング規約/設計標準(様式等)の制定等、全てのアプリケーション事業者が統一的に遵守すべき事項について、その作業分担については事業者間の作業統一の観点から、全て基盤業者の役務(責任)とするやり方が考えられます。</p> <p>なお、各事業者の工数見積もりの前提にブレを発生させないためには、上記に係る成果物が調達に先だって策定する方が望ましいと思われれます。</p> <p>また、イメージワークフロー／ルールエンジン等、国内採用実績の少ない製品群については、国内に流通する情報が非常に少ないため、効果的／効率的な設計を行う上で必要な設計ガイド等のドキュメントを整備／提供いただくことが必須であると考えます。</p> <p>なお、基盤機能に係る基本設計書を閲覧させて頂きましたが、上記製品に関する研修案内等の記載が有るのみで、現時点ではアプリケーション業者からの視点で十分な情報提供がされるとは判断できませんでした。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。 アプリケーション設計・開発事業者が設計・開発を実施するにあたり、基盤導入事業者が作成した各種設計成果物の情報を必要とする場合は、アプリケーション設計・開発事業者からの依頼に応じて、それらの情報の開示および説明等を実施する用意があります。説明等の内容及び回数については、関係者間で調整します。
4	全般	-	-	-	-	<p>【仕様の変更について】 全般的に前回(平成24年8月)に公示された調達仕様書に比較して、アプリケーションに係る仕様が削減されていると認識しております。</p> <p>開発期間の関係から削減されたものと推察されますが、最終的にシステムへ求める要件については、予め明確化された方が、将来の機能追加に向けた拡張性／保守性の要件がより明確化されと考えます。</p>	意見の理由は、左記の意見にまとめて記載しております。	削減した機能を将来的に開発するかは現時点で未定です。仕様書記載の拡張性要件、保守要件に記載の内容を満たすように開発をお願いします。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
5	本文	2-1	2	2.1	要件定義を行い、「業務・システム刷新要件定義書」(以下「要件定義書」という。)を作成した。	要件定義書を事前に開示頂くことは可能でしょうか。或いは、本調達仕様書(案)に内容において、作成された要件定義書の要件が全て網羅されているのであれば、その旨ご回答をお願いします。	要求仕様を明確にするため	受託範囲に関して、要件を全て網羅していません。
6	本文	2-4	2	2.2.1 表2-1 項番39	レセプト(診療報酬明細書)は、保険医療機関・保険薬局が保険者に医療費を請求する際に使用する請求明細のこと	レセプト点検業務で扱う「レセプト」の範囲は ・診療報酬明細書(医科、歯科) ・調剤報酬明細書(調剤) ・訪問看護療養費明細書 との理解でよろしいでしょうか。 (柔道整復施術療養費支給申請書は範囲に含まない)	要求仕様を明確にするため	お見込みのとおりです。
7	本文	2-7	2	2.4	図2-1 システム全体概要図	VMware vSphere の「リソース割り当て設定の構成」について「仮想マシン(デスクトップ)に割り当てリソース(CPU、メモリ)」として想定されている値がありましたらご回答頂けますようお願い申し上げます。	業務方式設計に関する見積試算の参考としたい為。	CPUは、1GHz以上、メモリーは、2GBと想定しています。
8	本文	2-7	2	2.4	図2-1 システム全体概要図	z Enterprise196、zBX、及びブレードサーバ上の仮想化サーバについて、仮想化するサーバの数及び各サーバに割り当てリソース(CPU、メモリ)として想定されている値がありましたらご回答頂けますようお願い申し上げます。	業務方式設計に関する見積試算の参考としたい為。	現在、サイジングの最終調整中ですが、現在の想定では、論理サーバ数は、以下のとおりです。 ・本番401、研修5、保守184、結合テスト22 リソース(CPU、メモリ)については、今後の基盤導入詳細設計で決定します。
9	本文	2-8	2	2.5	ポータル画面(適用・徴収・現金給付アプリ事業者が開発)に組み込む、受託範囲に関するポートレットについても範囲とする。	「受託範囲に関するポートレット」とは、どのような機能(業務要件機能)の範囲のことを指すのかご教示願います。	役務範囲を明確にするため	当該記載内容については、仕様書から削除します。なお、適用・徴収・現金給付等ならびに保健事業についても同様に削除します。
10	本文	2-9	2	2.5(1)	協会システム全体としてのデータの整合性に配慮すること。	多数の受託者が共同でデータベースを設計・構築する場合、データベース全体の設計(技術的/業務的な観点からの整合性確認を含む)を統合的に推進する役割が必ず必要となると考え、ワーキンググループ主体による設計体制の運営は馴染まないと考えます。 データベースの設計構築にあたり全体を見据えた推進・管理の役割について、その役割、責任範囲、及び作業内容(設計方針の策定、データディクショナリの一元管理、整合性確認等)を明確にして頂けますようお願い申し上げます。	品質を確保したデータベース設計を推進するため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 データベースの論理設計に関しても、2.5(1)に示す委託範囲に関して実施していただき、成果物もその範囲に関してのみ作成いただけます。システム全体を跨った成果物は求めておりません 事業者を跨って調整が必要な事項は、「統合調整ワーキンググループ」で調整します。
11	本文	2-10	2	2.5(1) 図2-3	図2-3 論理データベース配置(統合DB)	統合DBにおいて、DB全体に関わるDB構成パラメータ等の設定やチューニングは基盤事業者の役務と言う認識でよろしいかご回答頂けますようお願い申し上げます。	統合DBの作業における役割分担を明確にしたい為。	DB構成パラメータ等の設定は基盤事業者が担当します。受託者は、アプリケーションの観点から性能維持の為のデータ・索引の運用設計(索引のメンテナンスや統計情報の取得タイミングの設定等)を行い、基盤導入事業者に提示をお願いします。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
12	本文	2-12	2	2.5 (2)	アプリケーションの設計作業等、他事業者の設計内容と整合性を持たせる必要がある部分に関しては、協会が成果物のレビューと整合性確認を実施する。	「整合性を確認する」との記載がございますが、現在の仕様書では成果物の完成後に整合性を確認するプロセスとなっていると理解しております。 システム全体の開発規模を考慮しますと、このようなプロセスをとった場合、膨大な成果物の整合性確認に多大な工数が必要となるばかりでなく、品質確保上のリスクも高いと考えます(多大な手戻りが発生し、プロジェクト全体が遅延する等)。 そのため、受託者間に跨る成果物については、予め成果物の整合性を図るべき観点、作業プロセス等を実施要領等で詳細に策定し、その作業プロセスに従った作業が実施されていることの確認を担保する方法を採用した方が、効率的かつ安定的なプロジェクト運営に寄与すると考えます。 各成果物について、予め整合性確認に伴う実施要領等の策定に係るタスク、及びその主幹(責任)を明確にして頂きますようお願い申し上げます。	成果物の品質保証を確実なものとするため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 また、各事業者間で調整が必要な事項については、作業着手前に目的、範囲、スケジュール、設計文書等への反映等に関する調整方法を調達仕様書に記載します。
13	本文	2-12	2	2.5 (2)	システムテスト等、複数の受託者が協力して実施する必要がある作業に関しては、関係者でワーキンググループを組織し、そのワーキンググループで相談、調整を行う等、関係者で協力して実施すること。	本項前段に「アプリケーションの設計作業等、他事業者の設計内容と整合性を持たせる必要がある部分に関しては、協会が成果物のレビューと整合性確認を実施する。」とあります。複数の受託者が協力して実施するシステムテスト等についても同様に貴協会が成果物のレビューと整合性確認を実施するものと認識してよいでしょうか。	複数の受託者が協力して実施するシステムテスト等についての成果物のレビューと整合性確認についての記載がないため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
14	本文	2-12	2	2.5 (2)	関係者でワーキンググループを組織し、そのワーキンググループで相談、調整を行う等、関係者で協力して実施すること。 ワーキンググループは、関係する事業者からの実務担当者で構成され、協会の主導の下、会議形式で事業者を跨った事項に対して協議、検討、調整等を行う。	ワーキンググループでの意思決定プロセスを仕様書に明記頂くことが望ましいと考えます。 各事業者間での意見が異なる場合などの調整の仕組みを定めておくことが必要と考えます。	役務範囲を明確にするため	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
15	本文	2-13	2	2.6.1	全体のスケジュール概要を「図2-4」に示す。	本プロジェクトは、多数のステークホルダーが相互に密なコミュニケーションを取りながら、スケジュール/成果物ともに同期を取ってプロジェクトを遂行する必要が有ると認識しております。 そのため、各種成果物ベースで関係者間の調整/授受に関するマイルストーン/依存関係等を明確化頂き、クリティカルパスを明示したマスタースケジュールの策定が必須であると考えます。 工数を正確に見積もるためには、クリティカルパスを明示したマスタースケジュールが最も重要なインプットとなりますので、予め調達仕様書に記載頂きますようお願い申し上げます。	工数算出にあたっては、スケジュール制約の明確化が必要と考えるため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
16	本文	2-13	2	2.6.2	データ移行に関しては、現行システムからのデータ抽出を現行システム事業者あるいはそれに代わる者(以下、現行システム事業者等と呼ぶ。)が実施する	移行データの仕様は、現行システム事業者等とアプリ事業者のいずれが決定する想定でしょうか。現行システム事業者等が仕様を決める場合には、データ抽出作業に係るドキュメント類のご提示をお願いします。	データ抽出にかかる役割分担を明らかにするため。また、現行システム事業者等が仕様を決める場合に情報連携されることを明らかにするため。	移行データの仕様は、アプリ事業者が決定する想定です。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
17	本文	2-14	2	2.6.2(1)	結合テスト以降におけるテストの実施、ソースコード及びモジュールのバージョン管理等については、基盤導入事業者が「開発関連環境」として構築する「リリース管理」、「ビルド環境」、「結合テスト環境」の各サーバー機能の使用を前提とし、ビルド作業、リリース管理作業あるいはテスト作業を適切に行うこと。	結合テスト以降、開発関連環境を利用する旨の記載がございますが、外部からインターネット等による接続は可能でしょうか。 専用のVPNルータ等、接続にあたって必要な機器が有れば明示頂けますようお願い申し上げます。 なお、結合テスト環境における結合テストの実施も同様です。 仮に外部からの接続が許可されない場合、十分な作業スペースが協会様にて確保されると考えて宜しいでしょうか。	購入すべき製品の明確化のため。	回線及びネットワーク機器(Firewall、ルーター、TA等)を用意し、設置・設定いただければ、外部からのネットワーク接続は可能です。 機器設置及び回線使用のスケジュール、回線仕様、機器台数等を提案書に明記してください。 また、専用線ではなく、インターネット経由の場合は、VPN機能等、通信内容の漏えいを防止する対策を講じてください。 なお、上記記載に係る費用については、受託者の負担となります。
18	本文	2-15	2	2.6.2(3)	また、作成した業務実施計画書を工程管理等支援事業者に提示し、工程管理等支援事業者による全体の整合性確認、プロジェクト実施計画書(全体に係るスコープ、マスタースケジュール、主要マイルストーン等)の改訂に協力すること。	工程支援業者様作成の全体プロジェクト実施計画書について、本公示の際には閲覧資料として開示頂けますようお願い申し上げます。	成果物のレベルを確認するため。	工程管理等支援事業者が作成したプロジェクト実施計画書の資料について、本公示後に閲覧の対象とします。
19	本文	2-15	2	2.6.2(4) イ	イ システム方式設計 受託範囲に関してシステム方式設計を行うこと。	レセプト点検業務は、大量のレセプトデータよりレセプトを抽出し、複数枚のレセプトを迅速にストレスなく確認することで業務を効率的に遂行する必要があると認識しています。 今回の調達ではWEBブラウザベースでの開発を想定されていると認識していますが、全てサーバサイドで処理するWEBブラウザベースのアプリケーションでは、大量のレセプト画像を連続して取り扱う点検業務を効率的に実施するための、高い操作性を確保することが難しく、業務効率が低下する懸念がございます。 WEBブラウザベースのアプリケーションにおいても、独自の手法により画面機能を大規模に作り込むこと、及び必要なサーバインフラを十分に用意することで、高い操作性は実現可能と思われませんが、一般的な手法は確立されておらず、限られた開発期間において実現性検証等も含めた作業を完遂することは非常にリスクが有ると思われれます。 そのため、ブラウザベースと限定するより、Windowsデスクトップアプリケーションによる選択肢も用意した方が、システム方式設計面から見た開発リスクのヘッジ、トータルコスト低減(刷新後の利用者による不慣れな操作による作業ロスや習熟に要するコスト)が望めると考えます。 上記認識についての見解をご回答頂けますようお願い申し上げます。	レセプト情報管理システムとしては、マイクロソフトが提供するアプリケーションフレームワークであるWindows Forms(.NET Framework)を採用したWindowsデスクトップアプリケーションとして開発された製品が多いと認識しているため。	WEBブラウザベースでの提案をお願いします。 また、アプリケーションサーバーは、「別紙18」にあるとおり、IBM HTTP Server、WebSphere Application Server及びzLinuxを前提としてください。
20	本文	2-15	2	2.6.2(4) イ	イ システム方式設計 受託範囲に関してシステム方式設計を行うこと。 別紙19 ソフト一覧(Webサーバ製品)	項番1に関連しますが、仕様書(案)ではアプリケーションフレームワークの記載がございませんが、.NET Framework及びIISを用いたWindows Forms+WebサービスによるWindowsデスクトップアプリケーションによる実現の可否について、ご回答頂けますようお願い申し上げます。 また、その際Windowsデスクトップアプリケーションから、Z Enterprise上に搭載されるDB2へのアクセスの可否についても、ご回答頂けますようお願い申し上げます。	レセプト情報管理システムとしては、マイクロソフトが提供するアプリケーションフレームワークであるWindows Forms(.NET Framework)を採用したWindowsデスクトップアプリケーションとして開発された製品が多いと認識しているため。 (項番1に同じ理由)	WEBブラウザベースでの提案をお願いします。 また、アプリケーションサーバーは、「別紙18」にあるとおり、IBM HTTP Server、WebSphere Application Server及びzLinuxを前提としてください。 WindowsデスクトップアプリケーションからDB2への直接アクセスについては基盤として想定しておりません。
21	本文	2-15 2-16	2	2.6.2 (4)(5)	(4) 基本設計 (5) 詳細設計	受注後、現行業務システムの仕様書や設計書など、全てのドキュメントが開示される理解でよろしいでしょうか。	前提条件を明確にするため	契約締結後に開示します。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
22	本文	2-16	2	2.6.2(4)ウ	また、3.1.2(4)に基づく、傷病名のコード化に伴う変換率の達成のために適切な場合には既存の実績のある仕組み等を採用すること。ならびに、求める変換率を達成するために必要となるチューニング等を実施すること。	「求める変換率」との記載がございますが、具体的な変換率について記載がございません。 想定される変換率目標、又は想定される製品等について、明確にして頂けますようお願い申し上げます。	実績の有る仕組みの選定にあたり、所定の変換率を達成していることを確認するため。	「3.1.2(4)」は「3.1.2(3)」の誤りのため修正します。 「2.6.2(4)ウ」に記載している「変換率」は「3.1.2(3)」にあわせ「ICD-10 コードのコーディング率及び付与されたICD-10 コードの成功率」に修正します。 なお、特に想定している製品はありません。
23	本文	2-17	2	2.6.2(5)オ	【(5)詳細設計 オ アプリケーションテスト計画の作成】 当作業は、関係者でワーキンググループを組織し、協力して実施すること。	テスト計画、テスト実施においてワーキンググループを組織するとあるが、このワーキンググループの運営事業者について明記願います。 (スケジュール管理や場所の確保、会議体の連絡当の主管理業務の実施責任者)	責任と作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
24	本文	2-18	2	2.6.2(7)エ	基盤導入事業者及び各アプリ事業者が作成した結合テスト仕様書を受け、全体の整合性を確認するとともに、必要な調整、修正を行うこと。	「全体の整合性を確認するとともに」と記載がございますが、全体の整合性に対する確認の責任は、協会様に有ると考えます。 各受託者は、その受託範囲でのみしか責任を負う事ができないため、作業範囲に合わせて作業内容について見直し頂けますようお願い申し上げます。	作業条件の明確化のため。	ご指摘の通り、基盤事業者が作成するシステム方式設計とアプリ事業者が作成するシステム方式設計は別のものであるため、区別できるように仕様書を修正します。
25	本文	2-19	2	2.6.2(10)ア	基盤導入事業者の協力を得て、受託範囲に関する業務移行計画及びデータ移行計画を作成すること。	移行作業を円滑に進めるためには、基盤導入事業者だけではなく、現行システム事業者の協力が必要と考えます。現行システム事業者との調整については必要都度、貴協会のご支援が頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	役割範囲を明確にするため	お見込みのとおりです。
26	本文	2-20	2	2.6.2(10)ウ	ウ データ移行設計 エ 移行データ調査	現行データに係る設計、調査には、現行システム事業者の協力が必要と考えます。現行システム事業者との調整については必要都度、貴協会のご支援が頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	役割範囲を明確にするため	お見込みのとおりです。
27	本文	2-21	2	2.6.2(10)ク(ア)	移行テスト計画に基づき、基盤導入事業者の協力を得て、受託範囲に関して業務移行及びデータ移行に関するテスト仕様を作成すること。また、ユーザーID、グループ、マスター等の整備等初期稼働に必要な設定を行うこと。	複数の業務領域で利用されるマスタ類(例:医療機関マスタ等)の移行や初期生成に際して、どのマスタをどの業務領域の受託業者が請け負うことになるのか明確に提示頂けますようお願い申し上げます。	本調達における仕様スコープを明確にしたい為。	「別紙6 エンティティ一覧」、「別紙9 現行データボリューム一覧」の委託範囲をご参照ください。なお、別紙6及び別紙9に記載がなく、各事業者が受託範囲の開発を行う上で必要となったマスタ等は、それぞれの事業者で初期生成、移行頂くことになります。
28	本文	2-21	2	2.6.2(10)ケ(ウ)	基盤導入事業者による受託者を跨ったシステム全体の移行テストの実施に協力し、適正な結果について合意すること。	「適正な結果について合意」の「適正」が何を指すかが不明です。 「テスト結果が適正であることを確認し、合意すること」という意味でしょうか。	アプリ事業者の合意対象を明らかにするため。	お見込みのとおりです。
29	本文	2-23	2	2.6.2(12)イ	イ アプリケーション運用・保守事業者への引継 受託範囲に関して、アプリケーション運用・保守事業者へアプリケーション保守関連の引継を行い、引継いだ内容についてアプリケーション運用・保守事業者の合意を得ること。	アプリケーション運用・保守事業者への引継、及び内容への合意に係る記載がございますが、アプリケーション運用・保守事業者の調達単位について記載を明確にして頂けますようお願い申し上げます。 仮にアプリケーション運用・保守事業者が1社となる場合、引き継ぎ時に各アプリケーション業者間の成果物に、不整合又は不統一が発見された場合の取り扱いについて明確にして頂けますようお願い申し上げます。 (アプリケーション運用・保守事業者が1社となる場合、成果物の不整合/不統一は効率的な運用・保守の妨げになると考えます)	工数算出にあたっての前提の明確化のため。	現時点ではアプリケーション設計・開発・データ移行事業者の調達単位に合わせて、アプリケーション保守・運用事業者を調達する想定です。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
30	本文	2-24 2-25	2	2.6.2(16) ア	法3-2 被保険者に関する業務アプリケーションの開発を協会職員が実施することを予定しており、各アプリ事業者と協会それぞれの担当範囲の概要を「図2-5」に示す。 ア 委託作業内容 レセプト点検アプリ事業者で設計・開発を行う業務アプリケーションにおいても、以下のシステムについては、法3-2 関連の機能及びデータを対象に含めること。 ・レセプト業務 ・インターフェース	左記の文章では、法3-2被保険者に関する業務アプリケーションの開発は貴協会での実施することを予定と記載されておりますが、「ア 委託作業内容」では、以下の記載がございます。 法3-2 関連の機能及びデータを対象に含めること。 ・レセプト業務 ・インターフェース 上記より、法3-2の被保険者に関する業務アプリケーションは、レセプト点検領域に限り、貴協会ではなく受託業者が開発、データ移行するとの認識でよろしいでしょうか？	当該機能の役割分担の明確化と見積試算の参考としたい為。	レセプト点検領域に関してはお見込みのとおりです。
31	本文	3-1	3	3.1.2(1)	アプリケーションの実装に伴って必要となるシステム機能に関してもあわせて検討を行い、業務要件を実現するために必要なシステム機能を開発すること。	”必要となるシステム機能”とは、「別紙2 システム機能一覧」に記載のない機能がどの程度発生することを見込まれているのかご教示願います。	当社が見込んでおくべきリスクを見極めるため	「別紙2 システム機能一覧」には、業務機能のみ定義しています。システム機能一覧に加え、本文の要件を実現するうえで運用上必要と想定される機能の提案をお願いいたします。
32	本文	3-1	3	3.1.2(1)	なお、実装の対象となる健康保険法等の範囲は平成24年4月1日以降(レセプト関連は平成23年4月1日以降)に施行されているものとする。	レセプト印刷帳票の様式で考慮すべき診療年月の範囲は平成23年4月以降との理解でよろしいでしょうか。	要求仕様を明確にするため	現行システムで画像生成していることを踏まえ、平成21年10月以降のレセプトの様式を想定しています。仕様書に追加します。
33	本文	3-3	3	3.2.2(3)	画面サイズ(拡大・縮小) ・レセプト点検を行うPC においては、A4 縦の用紙が左右に2 枚表示できるサイズを想定している。画面の解像度は、イメージ化されたレセプトの文字が判別可能なものとする。	A4縦サイズのレセプトを判読可能な解像度で2枚並べて表示させるためには、画面解像度としてフルHD以上の端末(PC)が必須との認識ですが、同等スペックを持つ点検用PC(端末)が調達される前提で考えておいてよろしいでしょうか？	当該機能の見積試算の参考としたい為。	お見込みのとおりです。
34	本文	3-3	3	3.2.2(3)	画面サイズ(拡大・縮小) (中略) ・本システムでは、イメージ取込みの画像及びレセプト画像を画面に表示して業務を行うこととしている。円滑な業務遂行のため、イメージの表示倍率を自在に縮小、拡大表示できること。	左記の文章において、言葉の定義・意味は以下の通りでよろしいでしょうか？ イメージ取込みの画像: 支払基金、委託業者から提供されるTIFF画像ファイル レセプト画像: レセプトデータ(CSV)を元に画面にレセプトの内容を表示すること	当該機能の見積試算の参考としたい為。	お見込みのとおりです。
35	本文	3-6	3	3.2.3	利用者がログインした後、最初に表示されるポータル画面より、必要な機能呼び出しして業務を実施する。	左記の記載以外に、「別紙14-2 情報系要件」の4ページに、ポータル画面に表示する定型レポートの内容が記載されておりますが、他に調達仕様書上、アプリケーション設計・開発に係る調達の中でポータル画面に係る要件の記載がございません。 業務メニューの起動と、定型レポートの表示のみが機能の範囲と考えて宜しいでしょうか。 現時点で他にポータル画面に表示することを想定されている項目(ポートレット機能)がございましたら、関係を明確にするため、全て「3.2.3ポータル画面」に記載頂こう、お願い致します。	要件を明確化し、開発スコープに係る認識齟齬を防ぐため。	業務上必要と想定される情報の表示及び機能についてご提案をお願いします。詳細は基本設計で確定します。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
36	本文	3-6	3	3.2.3	ポータル画面には、本システムで開発する機能以外にも、間接業務システム及び別途調達される電子メールや、掲示板情報、スケジュール管理、会議室予約等の情報もあわせて表示する。	ポータル画面開発に伴い必要となる間接業務システム事業者様及び別途調達される電子メール等の開発事業者様に係る記載が調達仕様書上のスケジュールや、役割分担に記載がございません(「別紙17-2.関係他者との役割分担」等)。 調達時期、開発時期等が明確になる様に仕様書を追記頂けますようお願い申し上げます。	スケジュールの明確化のため。	ご指摘の内容は、適用・徴収・現金給付等業務の記載になり、レセプト点検業務の仕様書には記載されておりませんので、ご確認ください。
37	本文	3-7	3	3.3.4	これ以外にも様々な実現方法が考えられるため、設計工程で最適な誤送防止対策を検討し、必要な機能を開発すること。	例としてQRコードによる仕組みの記載がございしますが、主として送付物の誤送防止は、バーコードによる確認や、送付物の総重量による確認等、物理的な確認手段との組み合わせにより実現するものと考えます。 本検討にあたり、採用が可能となる物理的な確認手段(機器類)については、本検討の結果に従い別途調達されるとの認識で宜しいでしょうか。もしくは予め調達を予定している機器が有れば、明示頂けますようお願い申し上げます(バーコードリーダー等)。	検討の前提を明確化するため。	支部における誤送防止策として、重量検知などによる確認は想定していません。ただし、QRコード等による確認のほか、通番表示による目視確認など、手作業による封入作業にかかる、誤送防止策を基本設計以降に検討する想定です。
38	本文	3-4	3	3.4.1(3)	【(3) 文字コードの統一】 また、外部機関等から提供された外字情報を利用できる仕組みとすること。なお、加入者等及び検診機関等にインターネットを経由して提供する外字は、イメージとして送信する	サーバー及びシンクライアント端末への外字の移行(辞書への外字の登録)は基盤導入事業者にて実施し、アプリケーションエンジンで外字を使用する方法はアプリケーション設計・開発事業者が設計する旨について明記願います。	外字に係わるアプリ業者の作業範囲を明確化するため。 また、今回システム基盤が統合されるにあたり、全業務で使用される外字情報は共通化される認識であるが、基盤導入事業者が外字を登録する旨を明記しないと、各業務で使用される外字が不統一となってしまう可能性があるため。	サーバー及びシンクライアント端末への外字の移行(辞書への外字の登録)は基盤導入事業者にて実施し、アプリケーションエンジンで外字を使用する方法はアプリケーション設計・開発事業者が設計する旨について明記願います。
39	本文	4-2	4	4.2.1	本部・支部の職員が使用するシステムにおける即時応答型の処理性能目標値については、端末応答時間が通常時で3秒以内とすること。	アプリケーションのみで保証する処理性能目標値(システム基盤の処理及びネットワーク通信に要する時間は除く)について明記願います。	アプリ事業者が性能保証すべき範囲を明確にするため。 また、「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務 基本設計書」3.4項に以下の記述があり、業務アプリケーション以外の保証する処理性能目標値が既に合計3秒となっているため。 ・シンクライアント:0.2秒 ・協会WAN:0.2秒 ・システム基盤(DC内):2.6秒 ・業務アプリケーション:対象外	「全国健康保険協会健康保険システム基盤導入業務 基本設計書」の「3.3 アプリケーションサーバー / 3.3.6.5 性能・拡張性」にて、以下のように定義しております。 ・シンクライアント:0.2秒 ・協会WAN:0.2秒 ・業務アプリケーション:0.3秒 ・システム基盤(DC内):2.3秒 ご指摘の記述は「3.4 ポータル / 3.4.6.5 性能・拡張性」のもので、ポータルとしての処理時間のみを記載しています。 ポータルサーバー上のポートレットの処理時間についても、アプリケーションサーバー上のアプリケーションの処理時間と同じと想定し、端末からWANを経由した基盤のサーバー間の通信、I/Oをすべて除いたアプリケーションとしての処理時間を0.3秒と想定しています。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
40	本文	5-1 5-2	5	5.2.(1)	① 診療報酬改定 2年毎に改定されており、平成26年4月の改定はシステム構築中にあたるため、特段の注意が必要である。 ② 後期高齢者医療制度 後期高齢者医療制度の改正について、制度の廃止・新制度移行が検討されている。 ③ 高額療養費等 該当月毎の限度額の見直し、該当年毎の限度額の新設等が検討されている。 設計、構築等の時点におけるそれぞれの状況を踏まえ、協会と協議のうえ、対応を決定すること。	開発期間中の法律改正や診療報酬改定等に起因した仕様変更により、作業の手戻りや追加作業が必要となる場合は、新たな機能追加契約を締結頂けると考えてよろしいでしょうか？	本調達の仕様スコープを明確にしたい為。	開発範囲は原則として3.1.2(1)に記載のとおりですが、契約締結後に受託者に起因する理由以外で仕様変更が生じた場合は、変更の内容等を考慮し、契約変更の必要性について協会と協議することとします。
41	本文	6-1	6	6.1.2	6.1.2 権限要件詳細 ・機能に対して権限を設定できること。 ・情報に対してアクセスの種類、情報の種類、情報の範囲の面で権限を設定できること。 ・権限はチームと職位に対して設定できること。 ・本部の適切な統制の下、支部の管理責任者が支部単位で管理できること。	左記機能についてアプリ事業者の作業範囲であるのであれば、別紙2 システム機能一覧へ記載願います。	機能要件を正しく把握するため	「別紙2 システム機能一覧」には、業務機能のみ定義しています。システム機能一覧に加え、本文の要件を実現するうえで運用上必要と想定される機能の提案をお願いいたします。
42	本文	7-1	7	7	アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。	「協会の指定した開発・単体テスト環境」との記載がございますが、調達仕様書上、明確に開発環境として用意すべき製品が明示されておりません。 本紙に記載の有るIBM社製ツール、及び「別紙18-2 ハードウェア一覧」「別紙19-2 ソフトウェア一覧」に「開発環境」と記載されている製品が対象と考えて宜しいでしょうか。 ※なお、別紙上には「開発環境、保守環境、研修環境は下記の本番最終構成に含まれております。」と記載が有り、どの範囲を示しているのか判別が困難です。	購入すべき製品の明確化のため。	「7 設計・開発要件」の仕様書を以下のとおり修正します。 【修正前】 なお、アプリケーション設計・開発事業者は、協会の指定した開発・単体テスト環境によって開発し、納入すること。ただし、協会の指定する以外の開発生産性を向上するツール等を使用する場合は、協会と別途協議のうえ、決定すること。 【修正後】 (削除)
43	本文	7-1	7	7.1	設計・開発工程の開始前に、設計・開発実施計画等を策定すること。	「一定の品質レベルの確保、円滑な製造工程の実施を確保するため、製造工程を進める上で必要となる規約・ガイド等、開発に関する標準類を定義すること。」との記載がございますが、開発の特性／効率化／標準化の観点から、受託者を跨る共通コンポーネント(クラス)等の設計／開発が必要になると推察いたします。 そのため、この様な受託者間を跨る共通機能化の検討、及び推進を図る体制や、規約(共通化指針)、共通化その物に関する記載が調達仕様書上、必要と考えます。 この様な、共通化に係る記載の追加をお願いいたします。	開発の効率化、役割分担の明確化のため。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 なお、各アプリ事業者間で統合調整すべきテーマについて、調達仕様書に例示します。
44	本文	7-2	7	7.3.3	その他、各種スクリプト等の開発言語については、特定のOS、ミドルウェア、ブラウザ等に依存せず、最も標準的に使用されている言語を使用すること。	仮想デスクトップ上のクライアントAPとして、Internet Explorerを使用して、SilverlightやFlashを用いて開発することの可否についてご回答頂けますようお願い申し上げます。	レセプトデータ(CSV)からの画像表示などにおいて、高機能な画面開発が可能と考える為。	仮想サーバー上で稼働するシンクライアント環境で動作することを前提とし、標準性のあるソフト(例: Silverlight、Flash等)を利用する最適なアプリケーションの実現方法をご提案ください。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
45	本文	8-2	8	8.4.1	単体テストは、「開発・単体テスト環境」において、実施すること。ただし、プラットフォーム上の制約等がある場合は、「結合テスト環境」の利用も想定する。	結合テスト工程が短期間であるため、製造工程の中で、機能間の連動テストを行う必要がある可能性があります。 例えば結合テスト工程に入る3ヶ月前に結合テスト環境が利用可能と考えて問題ないでしょうか。	アプリ事業者として、サブシステム内の連動テスト環境を用意する必要があるか確認するため	調達仕様書「図2-4 全体スケジュール概要」に記載のとおり、結合テスト環境の引き渡しは、結合テスト工程開始(平成26年6月)の約3か月前にあたる平成26年2月中頃を想定しています。
46	本文	8-3	8	8.4.3 表8-1	同一の入力に対して、現行システムと同一の結果を得られることを検証する。	現行と同一の結果と有りますが、テストシナリオの作成、及びテストデータの用意、結果の一致性の確認等について、現行システム事業者様との役割分担、作業分解点を明確化頂けますようお願い申し上げます。 また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	テストシナリオの作成、及びテストデータの用意、結果の一致性の確認等について、協会が協力することを想定しており、現行システム事業者との役割分担はありません。
47	本文	8-3	8	8.4.3 表8-1	外部機関とシステム間の相互接続が正しく稼働することを検証する。	外部機関インタフェースの試験については、外部機関との各種調整が必要と考えますが、これらの調整については貴協会が主導のもと行うものとの理解でよろしいでしょうか。	役務範囲を明確にするため	お見込みのとおりです。
48	本文	9-1	9	9.1.1 (3)	他の処理中の状態が発生する業務に関しても、同様であり、業務移行計画の策定に際しては、移行時点で審査中、処理中の情報の移行方法に関して検討を行い、効率的でかつ安全な移行方法を検討すること。	現行システムにおいて、どのような処理中／審査中のバリエーションが存在するか、そのバリエーションについて、現行システム事業者様との役割分担、作業分界点を明確にして頂けますようお願い申し上げます。 また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	現行システムにおいて、どのような処理中／審査中のバリエーションが存在するかは、協会が提示することを想定しており、現行システム事業者との役割分担はありません。
49	本文	9-5	9	9.1.1 (4)	その他、現行システムにて処理した際と差分入力時のタイムスタンプの差異、差分入力方式としてバッチ処理を採用する際の弊害等、本システムを安定的に稼働する際の課題として想定される事象に対する具体的な方策	「差分入力方式としてバッチ処理を」との記載がございますが、差分入力情報を刷新後のシステムでバッチ処理可能な形式に変換する必要がある場合(データエントリによる電子化作業含む)、その役割分担、作業分界点を明確化頂けますようお願い申し上げます。 また、その内容について「別紙17-2_関係他者との役割分担」においても追記頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	課題として想定される事象に対する具体的な方策を移行計画書等に反映するという要件ですので、その方策に対する役割分担は、移行計画書が作成された時点で、協議させていただきます。
50	本文	9-2	9	9.1.2(3) 表9-1 No1	分類: 現行システム タスク(順不同): 最終断面取得 説明: 現行システムの最終断面を取得する。なお、当作業は当調達の対象外である。	移行元のデータは、外部記録媒体に格納され、アプリ事業者様に提供される、という理解でよろしいでしょうか。 また、移行対象データが記録された外部記録媒体の種類、フォーマット形式等について明記願います。	見積の前提が不明であり、正確な見積を行えないため。	お見込みのとおりです。 記録媒体は外付けHDD、フォーマットはCSV形式を想定しています。
51	本文	9-2	9	9.1.2(3) 表9-1 No1	分類: 現行システム タスク(順不同): 最終断面取得 説明: 現行システムの最終断面を取得する。なお、当作業は当調達の対象外である。	移行元のデータが格納された外部記録媒体は、現行データセンターから、新データセンターまで貴協会の負担で輸送することについて明記願います。	見積の前提が不明であり、正確な見積を行えないため。	運搬費用は不要です。
52	本文	9-3	9	9.1.2(3) 表9-1 No13	【表9-1 移行関連作業(案)、チェックポイントの説明 運用リハーサル備考】 該当期間に現行システムを用いて行った業務処理相当を、本システムを用いて同様に処理し、結果の妥当性を検証する。	運用リハーサルは工程管理等支援事業者支援のもと貴会にて作業を実施することとなりますが、作業内容・役割分担・スケジュールをご提示願います。 特に、受入・運用テストと同時期の実施であることや、使用するテストデータの準備等については、他事業者との調整が必要であるものとするため。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	受入・運用テストでの実施を想定しており、テストデータ準備の支援、テスト実施の支援、テスト証跡取得の支援を想定しています。スケジュールについては、マスタースケジュールに示しています。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
53	本文	9-3	9	9.1.2(3) 表9-1 No15	分類: 刷新システム タスク(順不同): 最終データ移行 説明: 現行システムの最終断面を 本システムに投入する。システムテ スト、受入・運用テストで用いたテ スト用データを削除した後、現行本番 データを用いて移行を実施する。	アプリ事業者がデータ移行を行うために使用する機器(例: データ変換、格納処 理用の端末等)は、アプリ事業者側の負担で準備・データセンターへの持込みを 行い、作業終了後は撤去することについて明記願います。	見積の前提が不明であり、正確な見積を行えな いため。	仕様書「2.6.2(1) 前提」を参照願います。
54	本文	9-6	9	9.1.2(5)	図9-3 アカウンタビリティシステム概 要(案) 「各データはReadOnlyとする」の記 載削除	前回の調達の際から左記記載が削除されていますが、更新が発生するのであ れば、その旨明記願います。	記載変更の意図の確認	各データをReadOnlyとする設定は、基盤導入 事業者の役務ですので、誤解を避けるため、 記述を削除しました。更新は発生しません。
55	本文	9-7	9	9.1.3(2)	データ移行に伴うリスクを正しく認識 し、適正な見積もりに基づいた提案 を可能とするために、協会は応札者 に対し現行データ調査結果を提示 する。現行データ調査結果には、現 行システムにおけるデータ項目の属 性値空間等の情報を含む。	公示される際には現行データ調査結果も合わせて、ご提示願います。	データ移行の見積り精度向上のため	本公示後に閲覧資料として開示します。
56	本文	9-5	9	9.1.3(3)	本システムへのデータ移行に際して は、現行システムより抽出したデー タを変換・加工し、本システムの統 合データベースに投入を行うこと に加え、現行システムにて管理され ていない紙情報等のデータエントリ ーを想定している。	「現行システムにて管理されていない紙情報等のデータエントリ ーを想定している。」との記載がございますが、データエントリ作業そのものが含まれるか否か、 記載を明確にして頂けますようお願い申し上げます。	作業内容を明確するため。	ExcelもしくはCSV形式にデータ化したものを 提供します。
57	本文	9-6	9	9.1.3(3)	移行プログラムの設計・開発 「なお、本システムにおいては、健康 保険業務に係る事業者・加入者等、 客体の情報を統合データベースと して統合する。」の記載が削除	前回の調達の際から左記の記載が削除されていますが、統合をしない想定で あればその旨明記願います。	データ移行の見積り精度向上のため	統合しない想定のため削除しています。
58	本文	9-6	9	9.1.3(4)	現行システムにて管理しているデー タを「別紙9 現行データボリューム一 覧表」に示す。「別紙9」に係る留意 事項等については、「3.4.3 現行デー タボリューム一覧表」を参照するこ と。	現行データボリューム一覧表で「委託範囲 レセプト点検」に「○」が付いている 各エンティティについて、データレイアウトを公示時点でご提示願います。	データ移行作業の見積条件の明確化	契約締結後の提示となります。
59	本文	9-7	9	9.1.4	データ移行に際しては、データ移行 リハーサルの目的、範囲、回数、実 施時期、コンティンジェンシープラン 等を取りまとめ、協会の承認を受け ること。 特にデータ移行リハーサルの実施 回数については十分な回数を計画 すること。	リハーサルの回数を定める旨の記載がございますが、アプリケーション設計・開 発事業者が4つに分割されたことに伴い、全体作業計画の根幹に係る事項につ いては、前提条件の統一化の観点から協会様にて規定頂く様、お願い致しま す。	工数見積もりの前提条件を明確化するため。	全事業者が参加する移行リハーサルについ ては、マスタースケジュールに示すとおり、原 則2回実施することを想定します。その旨仕 様書に明記します。
60	本文	9-7	9	9.2	研修等事業者が実施する、教育に 係る要件を以下に示す。	「研修等事業者」の記載が有りますが、スケジュール上調達される時期が明記さ れておりません。調達を想定されている時期を明確化し、調達仕様書上のスケ ジュールに追記頂けますようお願い申し上げます。	研修等事業者とのコミュニケーションに係る工数 を正確に見積もるため。	仕様書に記載します。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
61	本文	10-2	10	10.2.2(3)	(3)運用管理方針 ・ヘルプデスク 職員のシステム利用に係る問い合わせ等の対応を行うヘルプデスクを設け、そのノウハウを蓄積し、運用すること。	ヘルプデスクの運用における詳細要件(問い合わせ方法、運用期間・時間、専用回線開設有無等)の記載がありません。最低限どのような運用を想定されているのかを明記いただけますでしょうか。	見積条件の明確化の為。	ヘルプデスクの運用における詳細要件は、以下の想定です。 ・問合せ方法:メール又は電話です。 ・運用時間:オンラインサービス時間に同じです。 ・専用回線:ヘルプデスク専用の回線は無いが、協会WAN/LANの利用を想定しています。
62	本文	12-1	12	12.1	本調達においては、複数の関連事業者と協力してシステム構築作業を実施する。このため、各受託者においては、受託範囲の実施体制を確立するとともに、他受託者と協調、協力してシステム構築を実施するための専用のチームを設けること。	今回の調達は、レセプト点検領域のみならず、基幹関連業務、保健事業等、4つの業務領域での分割調達としてアプリケーション開発が同時に始まるものと認識しています。 開発着手後、各領域間で連携が必要となる作業(例:設計工程時のIF調整、試験時の試験計画調整など)が発生すると認識していますが、仮に連携相手となる業者の決定が遅延した場合等、受託した業者ではスケジュール変更、先行着手による手戻り等も想定され、入札時の見積よりコストが増加すると認識しています。この場合のコスト増分の扱いにつきまして、ご回答頂きますようお願い申し上げます。	仮に受託した場合のコスト増に関する責任の所在を明確にしたい為。	コスト増分については、受託した事業者と協議のうえ、場合によっては契約変更手続き等を実施することとなります。
63	本文	12-1	12	12.1	本調達においては、複数の関連事業者と協力してシステム構築作業を実施する。このため、各受託者においては、受託範囲の実施体制を確立するとともに、他受託者と協調、協力してシステム構築を実施するための専用のチームを設けること。	試験工程(特に結合試験以降)のトラブル時に、他業者責により遅延が生じるようなことがあった場合に、スケジュール遅延によるコスト増等の責任の所在(費用負担等)について、ご回答頂きますようお願い申し上げます。	左記のケースを含めて、他業者責による責任の所在を明確にしたい為。	左記のようなケースについては、各事業者と協議のうえ、場合によっては契約変更手続き等を実施することとなります。
64	本文	12-1	12	12.1	本調達においては、複数の関連事業者と協力してシステム構築作業を実施する。このため、各受託者においては、受託範囲の実施体制を確立するとともに、他受託者と協調、協力してシステム構築を実施するための専用のチームを設けること。	業者間の仕様調整に際して、想定外のスコープ変更(例:A社の受託領域での業務機能を実現する為、B社の受託領域において入札仕様書に記載の無い機能実装が必要になる場合等)が発生した場合の取り扱いについては、新たな機能追加契約を締結頂けるものと考えてよろしいでしょうか?	本調達における仕様スコープを明確にしたい為。	A社の受託領域での業務機能を実現するために、B社の受託領域において入札仕様書に記載の無い機能実装が必要にならないように、各事業者の受託範囲に閉じた形で調整することを基本とします。ただし、仕様書に記載のない機能を追加した方が合理的であると協会が判断した場合、別途調整させていただきます。
65	本文	12-1	12	12.1	アプリケーションの分割調達に対応するため、協会が主導して統合調整を行い、各アプリ事業者間で、共通化・標準化等を行う事項について、方針の決定及び各種ワーキンググループを統括し、作業の推進を行う。	共通化・標準化等を行う事項については、各アプリ業者間で方針の決定及び各種ワーキンググループを統括し、作業の推進を行うことは、4業者が同列で並んでいることを考えると、調整が円滑に行われず、スケジュールの遅延などが想定されます。共通化・標準化等を行う事項については、貴協会、工程管理業者の責任にて行う内容にて、記載の変更をお願いします。	各アプリ業者間での調整に関して、責任の所在を明確にしたい為。	本調達においては平成27年1月サービスインが最優先であり、各アプリ事業者ごとに最適化して設計・開発を進めることを前提としております。したがって、システム全体の設計・開発標準、規約、アプリ共通基盤等を作成しない方針です。これにより、各アプリ事業者間の調整作業の最小化を図ります。 ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
66	本文	13-1	13	13.1②	平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)の「役務の提供等」のAの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。	本件応札時に、「平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」を申請中の場合、証明書に替えて、申請書をエビデンスとして提示してもよいでしょうか。	応札時期が証明書の更新時期と重なることから、証明書申請中の場合の扱いを明らかにするため。	資格審査申請中の場合の具体的な取扱いについては、本公告時に配布する入札説明書等に記載しますが、本件の場合において「平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」の証明書発行の間は、「平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)」の提出をもって代えることができます。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
67	別紙9	2	-	103	<一部抜粋> レセプト基本情報 約 2,900,000,000(件)	レセプト小町の現行データボリューム一覧表のうち、「レセプト」エンティティについては、何ヶ月分のレセプトデータを移行の対象とするのか明記願います。 また、該当する期間のデータ量について明記願います。	データ移行作業の見積条件の明確化	60か月分を想定しています。 H27.1月の本システムサービスイン時点における想定レセプト件数は、約18億件と想定しています。
68	別紙9	2	-	103	<一部抜粋> レセプト基本情報 約 2,900,000,000(件)	現行システムに格納されているレセプト画像のうち、データ移行の対象となる画像のファイル件数、及び、ファイル容量について明記願います。	データ移行作業の見積条件の明確化	H27.1月の本システムサービスイン時点における想定は次のとおりです。 画像のファイル件数:約3億4千万件 ファイル容量:約19TB
69	別紙15	2	レセプト点検	No.60	レセプト交付申請書	別紙1 業務フロー図 より、レセプト交付の業務は本システム開発の対象外との理解でよろしいでしょうか。	役務範囲を明確にするため	お見込みのとおりです。修正します。
70	別紙17			4.3.	基盤導入事業者欄:「主」 アプリ事業者欄:「+」	役割分担の他項目では、「主」と「+」が並存するケースはありません。 凡例に従うと、基盤導入事業者が「主」となる場合は、アプリ事業者は「協」となるものと推察します。 システム方式設計における「基盤導入事業者」と役割について明確にしてください。	役割分担を明らかにするため。	各事業者が必要な方式はそれぞれで実施すること想定しています。基盤事業者の役割分担を「+」に修正します。
71	別紙17			4.9.1.	全アプリ事業者欄:「+」	統合データベース論理設計は、ワーキンググループで設計内容の調整を行なうこととしていますが、ワーキンググループの運営について、各事業者の認識相違がないように、ワーキンググループの具体的な運営イメージの提示をお願いします。	ワーキンググループ運営自体をアプリ事業者として提案することは可能ですが、各社がそれぞれ提案しても、その通りの運営ができないことは作業実施上のリスクになりえるため。	ワーキンググループを含めた各アプリ事業者間の統合調整の進め方に関して調達仕様書に記載します。
72	別紙17			5.12.	全国健康保険協会欄:「協」 工程管理等支援事業者:「協」	役割分担の他項目では、該当欄が「協」という例はありません。 凡例に従うと、「協」は個別受託範囲の観点で協力する事業者であることから貴協会が「協」とはならないと推察します。また、工程管理等支援事業者の役割が不明です。 現行データ調査における「貴教会」と「工程管理等支援事業者」の役割について明確にしてください。	役割分担を明らかにするため。	他作業項目と同じく、協会が承認し、工程管理等支援事業者が監修・監督します。仕様書を修正します。
73	別紙17			6.1.2.	全アプリ事業者欄:「+」	イメージワークフロー作成作業は、適徴給受託以外の事業者の作業項目にありません。 仕様書案が間違っているのか、本項の記載が間違っているのか確認をお願いします。	仕様書案と本項の記載内容の整合性を確認するため	イメージワークフローの作成は、適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみの役務となるため、仕様書を修正いたします。
74	別紙17	2		6.1.2.	作業名:イメージワークフロー作成 成果物例:イメージワークフロー定義 以下の事業者が「+」となっている。 ・レセプト点検アプリ事業者 ・保健事業アプリ事業者 ・情報系アプリ事業者	4.4.イメージワークフロー及びビジネスルール設計では左記事業者は担当となっていないため、6.1.2.からも削除願います。	仕様書内の整合性を確保するため	イメージワークフローの作成は、適用・徴収・現金給付等アプリ事業者のみの役務となるため、仕様書を修正いたします。
75	別紙17			番外	(記載漏れ)	仕様書案本文(3-6ページ)3.2.3ポータル画面にポータル画面の記載があります。 これによると関連事業者との役割分担があるものと推察します。 ポータル画面の「関係他者との役割分担」の項目の追加をお願いします。	記載もれのため	ポートレットは作成を求めないこととします。 仕様書を修正します。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
76	別紙18	4	-	-	プレートサーバ&シャーン#7 レセプト自動点検画像化SV#1-#12	ハードウェア一覧に左記の通り、レセプトの自動点検画像化が目的と想定されるサーバが複数台ございます。 これは支払基金から受領する毎月のレセプト(CSV)を予め全て画像化(TIFF画像作成)しておく運用を前提とされているのでしょうか？ 本サーバの使用目的についてご回答頂けますようお願い申し上げます。 また、こちらのサーバ上で、サーバサイドの.NET Frameworkアプリケーションの実行可否(Windows Server + IIS + .NET Frameworkが搭載されている必要があります)、及びZ Enterprise上に構築されるDB2へのアクセス可否についてもご回答頂けますようお願い申し上げます。	当該サーバの想定する用途を確認したい為。 また、Windowsデスクトップアプリケーションと連携するサーバサイドの.NET Frameworkアプリケーションとの連携機能(ディレード等)の実現性可否の確認のため。	左記のサーバの利用用途は、下記を想定しております。 ・支払基金より受領するレセプト画像の登録(現行システムのレセプト画像サーバ相当の役割) ・レセプト自動点検のバッチ処理 なお、「毎月のレセプト(CSV)を予め全て画像化しておく運用」は想定しておりません。 また、アプリケーションサーバは、「別紙18」にあるとおり、IBM HTTP Server、WebSphere Application Server及びzLinuxを前提としてください。
77	別紙1		4	5.1.1	[業務フロー図] [業務大分類:レセプト関連データ取込] [業務中分類:レセプトデータ取込] 現在取り込み対象のレセプト以外に、訪問看護レセプトも刷新後には取り込み対象とする。	・意見 訪問看護は、電子レセプトのフォーマットが支払基金にて定義されていないと認識しております。つまり、取り込むためには、独自にフォーマットの定義が必要であると考えます。受託範囲に様式の検討までを含まれるかが曖昧に感じます。	見積条件の明確化の為。	訪問看護レセプトについては紙レセプトと同様に、外部委託業者にパンチ委託を行い、テキストデータとレセプト画像を取込みます。
78	別紙1	2/4	-	5.1.3_再審査結果取込	再審査結果媒体(紙・CD等)の受付	再審査結果CDとは、「電子媒体による再審査等請求規定(http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/seikyushiharai_07.html)」にて規定されている、再審査等結果用電子媒体(CD-R)のことを意味するのでしょうか。 また、支払基金支部から受理した再審査結果CDは、システムに取り込まずにCD保管する業務フローとなっておりますが、再審査結果CDに収録されたデータ(増減点数等)は、別紙1の業務フロー図の何頁の業務でシステムに取り込むのか明記願います。 同様に、再審査結果CDに収録されたデータ(増減点数等)は、別紙2のシステム機能一覧の何項の機能で取り込むのか明記願います。	業務プロセス、要求機能の確認による見積条件の明確化	再審査結果CDに関する規定についてはお見込みのとおりです。 再審査結果データ(再審査結果CDに収録されたデータ相当を含む)の取込みは5.1.3-1の機能で行う想定です。再審査結果CDの取込みは行わず保管のみとなります。
79	別紙1	2/2	-	-	5.2.1-5:返戻情報の出力	本業務機能に該当するシステム機能一覧の[SF-5.2-00005]で「返戻情報をCSVデータ出力できること」の記載がありますが、返戻情報ファイルは「5.2.1-3:レセプト資格情報の取込(システム機能ID[SF-5.2-00005])」で既に作成されている認識です。 業務フロー、システム機能一覧の整合性を確認願います。	本機能の必要性の確認による見積条件の明確化	「別紙2 システム機能一覧」の項番13と14の出力データは同様です。項番14のシステム機能SF-5.2-00005は支部担当者の出力データを想定しています。業務フローを修正します。
80	別紙1	-	-	5.4.1 別添2-1	※システムチェックを実施した結果、ワーニング情報が登録されているレセプトあるいはレセプトグループと目視点検の関係 <一部抜粋> 医薬品と疾患+修飾語 縦覧 ○	別添2-1のうち、「医薬品と疾患+修飾語」かつ「縦覧」の場合、「指定された年月のレセプトに対して、同一患者、同一医療機関または調剤薬局で縦覧対象期間で指定した期間内のレセプトであり、かつ、指定された医薬品と疾患+修飾語を含むレセプト」をシステムで1グループとして抽出する、という理解でよろしいでしょうか。	業務プロセス、要求機能の確認による見積条件の明確化	別添2は概要を記載したものであるため、詳細化は基本設計以降で行うこととしています。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
81	別紙1	1/4		5.4.1 内容点検処理別添2	3.診療行為期間と回数 「チャック概要:診療行為期間と回数」のルールを登録することにより、レセプトの摘要欄に記載されている「診療行為」に対して、一定期間内に算定可能な回数が制限されている場合にその回数以内、もしくは期間が制限されている「診療行為」がその期間内、もしくは回数が制限されている「診療行為」が回数以内で適応かどうかといった観点で、レセプトを機械的にチェックする。」 「備考:DPC、歯科、訪問看護レセプトは当対象外」	歯科レセプトは当対象外となっていますが、レセプト電算率が向上しつつあり、また自動点検の事例もあります。この様な状況の中、縦覧点検項目の多い歯科レセプトにおいても、機械的チェックを実施すべきと考えます。 当対象外としている理由がありましたら、ご教示願います。	歯科レセプトにおける機械的チェックの有効性が期待できるため	歯科電子レセプト請求普及状況を踏まえ今回は対象外としています。
82	別紙1	1/4 2/4	内容点検	5.4.1	DPC、歯科、訪問看護レセプトは当対象外	平成26年度の稼働とする当該機能の開発範囲は「医科(DPC除く)」と「調剤」との理解でよろしいでしょうか。	要求仕様を明確にするため	お見込みのとおりです。
83	別紙1	3/3	内容点検	5.4.1	【外部委託内容点検】	「外部委託内容点検結果データの取込」の後で、「事故分」の場合のフロー(接続先)をご教示願います。	要求仕様を明確にするため	業務フローは1/3に遷移します。
84	別紙1	3/3	-	5.6.1	・再審査請求用CD ・再審査結果用CD	VMWare上の仮想デスクトップにて、CDは書き込み可能(CDWriterの機能は保持している)との認識でよろしいかご回答頂けますようお願い申し上げます。	当該機能の見積試算の参考としたい為。	CD、DVD等のメディアへのデータ書き込みや読み込みは、セキュリティ強化の観点から各支部に2台ずつ配備予定のローカルPCでの実施を基本と想定しています。 シンクライアント端末から実施する場合は、使用許可の設定を行った後、USB接続の外付けデバイスを接続して利用する方式になります。
85	別紙1	1/1	-	-	5.11.1-1 情報提供側でログインが必要。	「適用・徴収・現金給付等 アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式 調達仕様書(案)」の「別紙2 システム機能一覧」に、情報提供システムに対するクライアントアプリからのログイン認証機能が記載されていません。 同一機能の重複開発を防止する観点より、情報提供利用ユーザの認証機能は情報提供システム担当事業者にて開発すべきだと考えられますので、「適用・徴収・現金給付等 アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式 調達仕様書(案)」の「別紙2 システム機能一覧」へ、クライアントアプリからのログイン認証機能を追記願います。 また、合わせて本業務フローの備考欄に、追記した機能のシステム機能IDを追記願います。	見積範囲の明確による見積条件の明確化	本機能は、情報提供側で協会ホームページにおいてログイン認証することから仕様書のとおりです。
86	別紙1	1/1	-	-	5.12.1-2医療機関マスター更新用データの取込・出力	本業務機能に該当するシステム機能一覧の[SF-5.12-0002]では、オンバッチ区分でバッチと記載されていますが、業務フロー上は本部に記載されています。 業務フロー、システム機能一覧の整合性を確認願います。	本機能の機能実装方法の確認による見積条件の明確化	ご指摘のとおりシステム機能一覧の項番55の「オンバッチ区分」を「オン」に修正します。 併せて画面一覧に画面を追加します。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
87	別紙2	2 2 3 4 5 7 11 11 15 17	-	4 5 7 9 13 23 38 39 50 55	SF-5.1-00002:パンチ分レセプトデータの取込(支払基金パンチ分) SF-5.1-00004:再審査結果データの取込 SF-5.1-00006:返付依頼データの取込 SF-5.2-00003:レセプト資格情報の取込 SF-5.2-00019:遡及資格審査分レセプトの抽出 SF-5.4-00004:外部委託内容点検レセプト情報の出力 SF-5.4-00005:外部委託内容点検結果データ等の取込 SF-5.8-00001:医療費通知書等データの出力 SF-5.12-00002:医療機関マスター更新用データの取込 ・結果をCSVデータ出力すること(内訳ごとの件数も含めること)。	CSVデータについて、業務フロー図・帳票一覧に該当するファイルについて明記願います。	帳票概要(利用目的や内容等)、平均出力件数の把握による見積条件の明確化	「別紙12 外部インターフェース一覧」に記載のあるファイル以外のCSVデータは内部利用ということで帳票一覧に記載していません。
88	別紙2	3	-	7	SF-5.1-00004:再審査結果データの取込 再審査結果により他業務へ影響が及ぶ可能性のあるレセプト(*1)を検出し、結果を登録すること。 (*1) 高額療養費等の支給記録が存在するレセプト等	「他業務へ影響が及ぶ可能性のあるレセプト」と判断する条件を具体的に明記願います。 また、システムで他業務へ影響が及ぶ可能性のあるレセプトを検出し、結果を登録した後の具体的な業務の流れを、別紙1の業務フロー図に明記願います。	業務プロセス、要求機能の確認による見積条件の明確化	例えば、高額療養費等の支給記録が存在するレセプトが存在しないレセプトかで判断します。 システム連携は想定していないためフローには記載していません。詳細は基本設計以降で行うこととしています。
89	別紙2	3	-	7	SF-5.1-00004:再審査結果データの取込 内容点検の委託事業者分の再審査結果情報を抽出し、媒体に出力できること。 内容点検外部委託用再審査結果情報ファイル	委託事業者へ渡す媒体に出力する内容点検外部委託用再審査結果情報ファイルには、「再審査等申し出結果(MK)」レコードのみを記録すればよろしいのでしょうか。 対象ファイルについて明記願います。	業務プロセス、要求機能の確認による見積条件の明確化	委託事業者へ渡す媒体に出力する内容点検外部委託用再審査結果情報ファイルは、レセコード情報ファイル記録条件仕様にある再審査等結果ファイル(再審査結果データ)および再審査等結果データ(再審査結果通知データ)の2種類を想定しています。
90	別紙2	3	-	6 8	SF-5.1-00003:パンチ分レセプトデータの取込(外部委託パンチ分) SF-5.1-00005:パンチ分再審査結果容認レセプト画像の取込(外部委託パンチ分) ・取込結果をCSVデータ出力すること(内訳ごとの件数も含めること)。	CSVデータについて、帳票一覧に該当するファイルについて明記願います。	帳票概要(利用目的や内容等)、平均出力件数の把握による見積条件の明確化	「別紙12 外部インターフェース一覧」に記載のあるファイル以外のCSVデータは内部利用ということで帳票一覧に記載していません。
91	別紙2	5	-	14	SF-5.2-00005:返戻情報の出力 ・返戻情報をCSVデータ出力できること。	返戻情報ファイルは「SF-5.2-00003:レセプト資格情報の取込」の出力帳票に記載済みです。 本機能について「SF-5.2-00003:レセプト資格情報の取込」との差異について明記願います。	本機能の必要性の確認による見積条件の明確化	No79と同様。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
92	別紙2	5 8 10 11 14	-	15 26 36 37 46	SF-5.2-00007:レセプトの資格点検 SF-5.3-00005:レセプトの外傷点検 SF-5.4-00002:レセプトの割当登録・ 出力 SF-5.4-00003:レセプトの内容点検 SF-5.6-00007:再審査事例データの 抽出・出力 ・検索項目等の条件設定を保存で き、再度設定することなくデータ抽出 できること。	複数の解釈も可能であるため、業務として実現したい要件について明記願いま す。 解釈例を下記に記載します。 ・ユーザ毎に前回検索条件の設定を保存しておく。 ・条件設定をパターン登録する。 ・前回検索時と同じレセプトを再度抽出する。	データ抽出方法の記載による見積条件の明確化	検索項目等の条件設定を登録でき、登録し た条件を呼び出しデータ抽出ができるイメ ジです。
93	別紙2	5 8 11 12 14	-	15 26 37 40 46	SF-5.2-00007:レセプトの資格点検 SF-5.3-00005:レセプトの外傷点検 SF-5.4-00003:レセプトの内容点検 SF-5.5-00002:返付依頼の確認登録 SF-5.6-00007:再審査事例データの 抽出・出力 ・点検に必要な情報はレセプトと同 時に表示できること。	点検に必要な情報について明記願います。 前回の調達仕様書のシステム機能一覧、および、画面一覧には具体的に記載 されていましたが、今回の調達仕様では曖昧に記載されているため、想定され ている画面について明記願います。	点検に必要な情報の記載による見積条件の明 確化	加入者にかかる基本情報やシステムチェック 疑義箇所及び疑義理由の表示を想定してい ますが、詳細は基本設計以降で行うことと しています。
94	別紙2	5 8 9 12	-	15 26 32 40	SF-5.2-00007:レセプトの資格点検 SF-5.3-00005:レセプトの外傷点検 SF-5.3-00019:求償事務 SF-5.5-00002:返付依頼の確認登録	前回調達仕様書から記載が変更されています。 レセプトの割当登録は行わないと認識としています。 点検作業の管理方法について明記願います。	作業管理方法の把握による見積条件の明確化	内容点検以外の点検作業の管理方法は手 管理を想定しています。
95	別紙2	5	-	15	・レセプト画像イメージが存在する場 合は画像イメージを優先表示及び 印刷でき、存在しない場合は[CSV] レセプトデータ及び補正情報より画 面表示及び印刷できること。 ・再審査請求理由の登録はテン プレートの使用等、入力のしやすさに 配慮すること。	支払基金に対して再審査請求をオンラインで行う場合、再審査請求用のIFを作 成するにあたり、レセプトデータ(CSV)から画面表示されるレセプト上の項目(傷 病名、摘要欄における診療行為、医薬品など)を選択して、登録することが必要 との認識です。上記認識を踏まえて、レセプトデータ(CSV)の画面表示における 項目選択機能の可否についてご回答頂けますようお願い申し上げます。	当該機能の見積試算の参考としたい為。	再審査請求理由の登録方式だけでなく、効果 的に抽出・目視点検するための画面イメ ージも含めた最適なご提案をお願いします。
96	別紙2	10	-	35	SF-5.4-00001:レセプトの内容審査 実行	内容審査の実行サイクルは、月1回実行する想定でしょうか。もしくは随時実 行する想定でしょうか。 想定サイクルについて明記願います。	業務プロセス、要求機能の確認による見積条件 の明確化	月2~3回程度の実行を想定しています。 「5.4.1-1レセプトの内容審査実行」を支部で 随時に指示する機能を追加します。
97	別紙2	11	-	37	SF-5.4-00003:レセプトの内容点検 ・汎用任意抽出点検の検索項目等 の条件設定を検索でき、CSVデータ 入出力できること。	CSVの項目は画面の条件設定項目のことでしょうか。もしくはレセプト整理番号 の入出力のことでしょうか。 出力対象となる項目について明記願います。	処理概要記載内容の確認による見積条件の明 確化	CSVデータの項目は検索項目等の条件設定 項目を想定しています。
98	別紙2	15 16 16	-	50 51 53	SF-5.8-00001:医療費通知書等デー タの出力 SF-5.8-00002:医療費通知書再交付 等の印刷 SF-5.9-00002:高額査定通知書の印 刷 ・データの抽出期間や対象、除外対 象等の設定ができること。 ・通知書発行対象外情報等の情報 が判別できること。	「SF-5.2-00001:資格点検審査対象外の登録」同様の機能が必要と認識しており ます。 業務フロー図、システム機能一覧、画面一覧に対し、想定されている要求仕様 について明記願います。	医療費通知等発行対象外の登録に関わる機能 の記載による見積条件の明確化	別途、調達とする「適用・徴収・現金給付等 アプリケーション」で登録された情報を参照す る想定です。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
99	別紙2	16	医療費照会	項番 54	※情報提供側から呼ばれる	医療費照会の機能については、情報提供業務に付随する機能であるため、当該機能は適用・徴収・現金給付等において開発を行う方が効率的な開発になるものと考えます。	役務範囲を明確にするため	ご意見として承ります。
100	別紙2	16	-	54	SF-5.11-00001:医療費照会 制約特記事項 ※情報提供側から呼ばれる	医療費照会画面のアクセス権限およびセッション管理はレセプト点検アプリ事業者ではなく、基盤導入事業者と適用・徴収・現金給付等アプリ事業者の役務範囲である旨について明記願います。	役務範囲の明確化によるシステム全体での見積り漏れ防止	「情報提供側から呼ばれる」→「情報提供側でログイン後に呼ばれる」と修正します。
101	別紙2	17	マスター管理	項番 55,56		医療機関マスター以外のマスター(国公費マスター、レセプト基本マスター、電子点数表(補助マスター)、郡市区マスター、診断群分類マスター)に関する更新機能がシステム機能一覧にありませんが、他業務等にて行われるものとの理解でよろしいでしょうか。	役務範囲を明確にするため	仕様書本文の「3.1.2(1)」に記載されておりです。ご確認ください。
102	別紙3	1	-	4	SF-5.2-00001:資格点検審査対象外の登録 資格点検審査対象外情報登録画面	資格点検審査対象外情報登録画面以外にも業務を実現するための具体的な操作がわかるよう明記願います。 前回の調達仕様書のシステム機能一覧、および、画面一覧には具体的に記載されていましたが、今回の調達仕様では曖昧に記載されているため、想定されている画面について明記願います。 また、システム機能一覧の処理概要では、「資格点検審査対象外情報をCSVデータ出力できること」の記載がありますが、CSVデータ出力を行うための画面は必要ないでしょうか。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	想定している画面は別紙3 画面一覧のとおりです。仕様書本文の「3.2.1」もご確認ください。 なお、CSVデータ出力を行うための画面は、「資格点検審査対象外確認対象検索条件入力、一覧表示、確認画面」を想定しています。
103	別紙3	2	-	25	SF-5.3-00019:求償事務 求償情報登録画面	システム機能一覧の処理概要では、「レセプト等にコメントが登録できること」の記載があります。 レセプト以外にコメントを登録する対象について明記願います。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	現金給付履歴情報を想定しています。
104	別紙3	3	-	29	SF-5.4-00002:レセプトの割当登録・ 出力 内容点検割当レセプト検索条件入 力、一覧表示、登録、進捗状況確認 画面	システム機能一覧の処理概要では、「点検割当結果及び進捗状況一覧をCSVデータ出力できること」の記載がありますが、出力対象となる項目について明記願います。 CSVデータ出力を行う画面は、どの画面になるのか明記願います。	CSVデータ出力の機能実装方法の確認による見積条件の明確化	出力対象となる項目は基本設計以降に確定することとしています。 なお、CSVデータ出力を行う画面は、「内容点検割当レセプト検索条件入力、一覧表示、登録、進捗状況確認画面」を想定しています。
105	別紙3	3	-	30	SF-5.4-00003:レセプトの内容点検 内容点検対象レセプト検索条件入 力、一覧表示画面(汎用抽出点検 用)	別紙3の項番35に記載の「内容点検対象レセプト検索条件入力、一覧表示画面(汎用任意抽出点検用)」との差異について明記願います。 別紙1の別添2[5.4.1_内容点検処理_別添2.pdf]では、汎用任意抽出点検についてのみ記載されています。	画面構成の確認による見積条件の明確化	「汎用抽出点検用」は基本的な固定項目での条件抽出、「汎用任意抽出点検用」は汎用的な任意項目での条件抽出を想定しています。
106	別紙3	3	-	38	SF-5.5-00002:返付依頼の確認登録 返付処理審査画面	システム機能一覧の処理概要では、「返付依頼書に保留情報が登録できること」の記載があります。 保留情報を行うための画面について追加願います。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	保留情報を行うための画面は、「返付処理審査画面」を想定しています。
107	別紙3	3	-	39	SF-5.6-00001:再審査等請求登録の 本確定 再審査請求理由日次確定済レセ プト検索条件入力、件数表示、本確定 登録画面	件数表示の内訳、および、確定の単位等について明記願います。(日次別、請求理由別、担当者別等)	画面過不足の確認による見積条件の明確化	件数表示の内訳は、「電子レセ件数、CD請求件数、合計件数」を想定しています。本確定の単位は月次、保険者番号別を想定しています。
108	別紙3	4	-	43	SF-5.6-00007:再審査事例データの 抽出・出力 再審査事例データ抽出対象レセ プト検索条件入力、一覧表示画面	システム機能一覧の処理概要では、「点検に必要な情報はレセプトと同時に表示できること」の記載がありますので、レセプトの詳細表示を行うための画面について追加願います。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	「再審査請求理由の登録」を行う画面での表示を想定しています。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
109	別紙3	1 1 1 1 2 2 2 3 3 4	-	6 11 12 13 20 21 22 40 41 44	SF-5.2-00005:返戻情報の出力 請求前情報検索条件入力画面 SF-5.2-00010:医療機関照会の作成登録 医療機関照会対象検索条件入力、登録画面 SF-5.2-00011:医療機関照会の作成登録確認 医療機関照会確認対象検索条件入力、確認画面 SF-5.2-00012:医療機関照会の印刷 医療機関照会印刷対象検索条件入力画面 SF-5.3-00006:負傷原因照会作成登録 負傷原因照会対象検索条件入力、登録画面 SF-5.3-00007:負傷原因照会の作成登録確認 負傷原因照会確認対象検索条件入力、確認画面 SF-5.3-00008:負傷原因照会の印刷 負傷原因照会印刷対象検索条件入力画面 SF-5.6-00003:再審査等請求対象レセプト等の印刷 再審査等請求対象レセプト等印刷対象検索条件入力画面 SF-5.6-00004:再審査等請求書等の印刷 再審査請求書等印刷対象検索条件入力画面 SF-5.6-00008:再審査査定等統計データの出力 再審査査定等統計データ検索条件入力画面	検索条件入力画面以外にも業務を実現するための具体的な操作がわかるよう明記願います。 前回の調達仕様書のシステム機能一覧、および、画面一覧には具体的に記載されていましたが、今回の調達仕様では曖昧に記載されているため、想定されている画面について明記願います。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	想定している画面は別紙3 画面一覧のとおりです。仕様書本文の「3.2.1」もご確認ください。
110	別紙3	1 2 2 3	-	8 20 25 36	SF-5.2-00007:レセプトの資格点検 資格点検レセプト審査画面 SF-5.3-00005:レセプトの外傷点検 外傷点検レセプト審査画面 SF-5.3-00019:求償事務 求償情報登録画面 SF-5.4-00003:レセプトの内容点検 内容点検レセプト審査画面	システム機能一覧の処理概要では、「レセプトにコメントが登録できること」の記載がありますので、レセプトにコメントを登録するための画面を追加願います。 必要がある場合、1レセプトあたりに登録できるコメントは複数可能とすべきか明記願います。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	「資格点検レセプト審査画面」、「外傷点検レセプト審査画面」、「内容点検レセプト審査画面」上で複数のコメントが登録できる想定です。

②「全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション設計・開発・データ移行業務一式」の
調達仕様書(案)に対する意見の回答

No	本文 または 別紙	ページ	章	項番	仕様書(案)の記載内容	当該記載内容に対する意見又は修正案	意見又は修正案の理由	回答
111	別紙3	1 2 2 3 3	-	8 20 25 36 38	SF-5.2-00007:レセプトの資格点検 資格点検レセプト審査画面 SF-5.3-00005:レセプトの外傷点検 外傷点検レセプト審査画面 SF-5.3-00019:求償事務 求償情報登録画面 SF-5.4-00003:レセプトの内容点検 内容点検レセプト審査画面 SF-5.5-00002:返付依頼の確認登録 返付処理審査画面	業務フローに記載の業務を行うには該当する画面が必要と考えます。 資格点検 5.2.2-5:医療機関照会の登録 5.2.2-6:返還請求レセプトの登録・自動計算実行 5.2.2-7:再審査請求理由の登録 5.2.2-9:レセプトの補正登録外傷点検 5.3.2-5:負傷原因照会の登録 5.3.2-18:再審査請求理由の登録 5.3.2-19:返還請求レセプトの登録・自動計算実行 求償事務 5.3.3-1:求償情報の照会 5.3.3-3:求償可能登録 5.3.3-4:求償事跡の登録 5.3.3-5:損害賠償請求レセプト等の確認・登録 5.3.3-11:求償不能登録内容点検 5.4.1-6:再審査請求理由の登録返付依頼 5.5.1-4:返付不可理由の登録 5.5.1-5:再審査請求理由の登録 前回の調達仕様書のシステム機能一覧、および、画面一覧には具体的に記載 されていましたが、今回の調達仕様では曖昧に記載されているため、想定され ている画面について明記願います。	画面過不足の確認による見積条件の明確化	想定している画面は別紙3 画面一覧のとおりです。仕様書本文の「3.2.1」もご確認ください。